

平成 28 年 4 月 22 日

保 護 者 様

府立たまがわ高等支援学校
校 長 富 永 誠

非常変災（台風接近等）時における措置について（お知らせ）

陽春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日ごろは本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、本校では非常変災が生じた（台風の接近などで暴風警報などが発令された）時には、下記のとおりの方針をとりましますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

記

- 1 午前7時現在、暴風警報または特別警報（数十年に一度の強度の大雨など）が発令されている場合には、臨時休校とします。
（ラジオやテレビ等の報道に充分ご注意ください。）
- 2 本校が該当する警報発令の地域は「大阪府全域」と「東部大阪」です。
（生徒の居住地に警報が出た場合も、登校させないでください。「公欠」扱いとなります。）
- 3 警報に至らない時や警報が解除された後でも、安全な通学に支障があると判断した時には、臨時休校または始業時刻の繰り下げ等の措置をとることがあります。
なお、その際には担任より速やかに連絡しますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。
- 4 平常授業を実施する場合でも、状況によって安全な通学に支障があると保護者が判断される時には、無理な登校はさせないでください。
なお、その旨をできるだけ早く担任までご連絡ください。